平成２７年（フ）第５６１号
埼玉県越谷市赤山町１丁目193番地１　201号
橋本方
債務者　大関小夜子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５７９号
埼玉県春日部市備後西１丁目４番17―206号
債務者　跡見　　彩（旧姓栄野川）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
埼玉県越谷市千間台西４丁目22番地２　サニーハイツＣ101号、旧住所埼玉県越谷市大字大道842番地１　グランシェル201
債務者　田形　健治
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
埼玉県三郷市高州１丁目179番地４　グランベール三郷104
債務者　西川　眞子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
埼玉県越谷市大成町１丁目2181番地４　ハイツタカシマ103
債務者　岡田　貴男
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
埼玉県川越市大字藤間876番地62
債務者　高橋　千秋
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３号
東京都板橋区高島平２丁目33番７―642号
債務者　北原　京子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４９号
埼玉県坂戸市仲町20番地１　セジュール仲町103号室
債務者　松見　貞治
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２号
福岡県京都郡苅田町京町１丁目10番地３（芙蓉ロイヤルハイツＣ―101号）
債務者　一丸　征樹
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
札幌市白石区南郷通15丁目北３番30号　鈴可マンション103号
債務者　端村　澄江
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７６号
北海道石狩市花川南４条４丁目18番地
債務者　半田ひろみ（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５号
札幌市白石区中央２条３丁目２番８―102号
債務者　小林いずみ
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２０号
札幌市西区山の手３条４丁目２番36号　ヒューメイン山の手306号
債務者　加茂部正志
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２６号
札幌市北区北35条西９丁目１番６号　ウダハイツ105号
債務者　張ヶ谷　進
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６号
北海道恵庭市柏木町５丁目８―38　スプレーゼＭＲ―Ⅱ　102号、住民票上の住所北海道夕張市南清水沢４丁目97番地１
債務者　志和　靖彦
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６５号
埼玉県狭山市大字南入曽560番地の６　ハイコーポ松本屋201
債務者　滝澤ゆかり（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７号
岐阜県多治見市東山２丁目９番地の１
債務者　足立　綾嘉（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部